

4 重点・横断テーマ別推進計画

市政の課題を長期的に見据え、分野別将来都市像に設定した目標のなかで、優先的に取り組むべき重点的な課題や、複数の分野別将来都市像にまたがる横断的な取り組みが必要な課題が、重点・横断テーマです。

ここでは、3年間の重点・横断テーマとして位置づけた「市民協働・都市内地域分権」「受益と負担の適正化」「次世代育成」について、具体的な取組方針、目標、関連主要施策などを定めています。

(1) 市民協働・都市内地域分権

市民協働とは、市と市民が共通の目的を達成するために、協力して働くことをいいます。

都市内地域分権とは、「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる」「地域の課題は地域で解決できる」ようにするための仕組みづくりを進めることをいいます。

目標(めざす姿)

市民自らが主体となって「自分たちの地域は自分たちでつくる」ことのできるまちをめざしていきます。

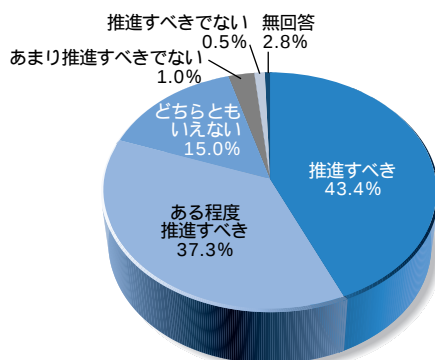
現状

- 本市は、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況、職員の削減など、多くの課題に直面しています。
- 地方分権の進展により地方の自立が求められることにともない、これまで以上に市と市民の責任と役割が増大することが予想されます。
- 住民自治の充実をめざす新たな市民組織の結成に向け、ワークショップ^(注1)や勉強会を通じた市民同士の話し合いが進んできています。

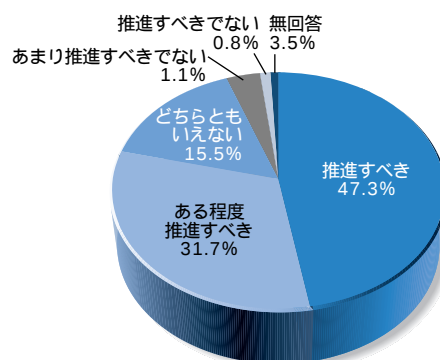
課題

- 地域における行政サービスを、これまで以上に、町内会、ボランティア、NPO^(注2)、あるいは新たな市民組織などが必要に応じて市と連携しながら担う、という新たな仕組みを構築していく必要があります。
- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の理念を、市民が身近なものとしてとらえることが重要です。

●市民協働の推進についての市民意識



●都市内地域分権の推進についての市民意識



(秋田市しあわせづくり市民意識調査の結果より)

基本方針

市民協働・都市内地域分権の拠点となる（仮称）市民サービスセンター^{（注3）}を計画的に整備するとともに、地域づくり組織^{（注4）}の結成を支援するなど、市民が行政に参加できる機会の拡充を進めます。

目標達成に向けた3年間の戦略

- 行政サービスを、市民が必要に応じて市と連携しながら担うことのできる環境づくり（市民の行政への参加機会の拡大、地域の活動を活発にするための人材育成、市民への情報提供など）
- （仮称）市民サービスセンターへの事務分散のあり方、予算の配分、権限の移譲などの検討
- （仮称）西部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化により整備
- （仮称）西部地域市民サービスセンターの開設にあわせ、西部地域における地域づくり組織等の結成を支援
- （仮称）北部地域市民サービスセンターの整備に向け、施設機能などを検討

主な取組事例

1 自然環境の 保全・回復・創出

地域住民で結成した大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホータル会）が、水路の自然環境を保全し、ホタルの飛び交う水辺を取り戻すため、自主的に草刈りや清掃活動、生物の観察会などを行っています。

2 コミュニティセンターの 管理、運営

町内会連合会をはじめとした地域団体からなる管理運営委員会を指定管理者として、コミュニティセンターの管理運営を委任しています。

市民自らが施設の管理運営を行うことにより、施設に愛着を持ち、利用者と同一目線での管理運営が可能となっています。

3 （仮称）西部地域市民サービス センターのワークショップ

（仮称）西部地域市民サービスセンターの整備にあたっては、青写真がない時点から、市民が参加して施設内容について話しあう場（ワークショップ）を設定し、市民とともに考える市民協働を実践しました。



市民協働と都市内地域分権の拠点となる
（仮称）西部地域市民サービスセンターの完成予想イメージ

「自分たちの地域は自分たちでつくる」住民自治の充実へ！

注1）ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する言葉であるが、今日では「創造的な話しあいの場」「参加者の潜在的な能力を引き出し声にしていく場」という意味で、住民参加型のまちづくりなどにおける合意形成の手法として用いられていることが多い。

注2）NPO（Non Profit Organization）

継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

注3）（仮称）市民サービスセンター

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域に、支所・公民館機能などの複合化をはかり総合的に整備する予定の公共施設。現在、市役所本庁が持っている権限や予算を（仮称）市民サービスセンターへ可能な限り移譲し、地域の課題は（仮称）市民サービスセンターで対応することをめざしている。

注4）地域づくり組織

市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、市との協働によるまちづくり活動の提案などを行うことを想定している組織。

(2) 受益と負担の適正化

受益と負担の適正化とは、公平性や公益性などの確保のため、サービス利用者が使用料などで払うコストと、サービスを利用しない人も負担している税金などのかたちで払うコストとのバランスを適切に保とうとすることです。

目標(めざす姿)

行政サービスにおける受益と負担の適正化をはかるため、使用料 や手数料 などの適正化を計画的に進めます。

使用料とは

行政財産を目的外に使用する場合や、公の施設を利用する場合に支払う料金です。

例：各種施設の使用料、市営住宅の使用料、動物園の入園料など

手数料とは

特定の者のために地方公共団体によって提供された公務に対して、支払う料金です。

例：各種証明書の交付手数料など

現状

- 本市のサービスで、コストが明らかでないものや、使用料や手数料の設定について統一的な対応がなされていないものがあります。そのため、第4次秋田市行政改革大綱において、受益と負担の適正化に向けた基本的な考え方を示して、必要な取り組みを進めていくこととしています。

課題

- サービスコストの低減と市民理解を得る取り組みを進めながら、受益と負担の適正化のための使用料や手数料の見直しを総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

基本方針

現在のサービス提供の目的やコストの検証を行うとともに、「コスト低減」と「市民サービス向上」のための業務改善を十分に行い、市が提供する公共サービスの質や量、それに要する様々なコストを明確にしたうえで、市民の理解と合意を得ながら、受益と負担の適正化をはかります。

目標達成に向けた3年間の戦略

●コスト算定の明確化

受益と負担の明確化をはかるうえで基礎的データとなる行政サービスコストを明らかにするため、料金等の設定の対象となるコストの範囲や算定方法の明確化をはかります。

●コスト負担割合の明確化

算定されたコストを全市民(税金)と利用者(使用料など)でどの程度の割合で負担しあうのか、サービスがおよぶ範囲や程度、行政関与の度合いを考慮し、サービスの特性に応じた負担割合の明確化をはかります。

主な取組事例

1 行政サービスコストの明示

受益と負担の適正化について、市民の理解を得ながら進めるため、施設ごとの行政コスト計算書を作成し、サービス提供にかかる原価や、サービス利用状況などをわかりやすく開示します。

2 使用料の算定における全庁統一的な指針の策定

料金設定の対象となるコストの範囲や算定方法を明確にし、コストを税金と利用者でどの程度の割合で負担しあうのか、施設の性格に応じた料金設定における全庁統一的な指針を策定します。

3 統一的な指針に基づく使用料などの見直し

上記指針に基づき、市民の理解を得られるようつとめながら、市民への周知期間などを十分に考慮したうえで、施設やサービスごとの料金改定を進めます。

[行政サービスの負担区分のイメージ] 個別施設については、例示として掲げたものです。

非市場サービス（公益性）

B 公益的・選択的サービス

市場原理では提供されにくいため、行政が中心となって提供され、個人によって必要性が異なるサービス

- 市民生活の向上に向け、その運営について、市が補完すべきもの
- その他全市民あるいは特定の地域の人がサービスを楽しむもの

- ・千秋美術館
- ・赤れんが郷土館

A 公益的・必需的サービス

市場原理では提供されにくいため、行政が中心となって提供され、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス

- 公益性の高い施設整備
- 法令に基づくもの
- 強制的な効力があるもの
- その他公益性が高く必需的なもの

- ・斎場

D 私益的・選択的サービス

市場原理により民間でも提供可能で、より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス

- 特定個人又は団体に便益を与えるもの
- その他私益性が高く選択的なもの

- ・市立体育館
- ・テニスコート

C 私益的・必需的サービス

市場原理により民間でも提供可能で、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス

- 特定の状況におかれている人に対し供給される福祉サービス
- その他市民生活上、不可欠だが、便益の供与の仕方が個人単位で享受されるもの

- ・保育所

市場的サービス（私益性）

行政サービスにおける受益と負担の適正化を実現します

選択的サービス

必需的サービス

(3) 次世代育成

次世代育成とは、「急速な少子化の進行」と「家族・地域を取り巻く環境の変化」に対応するために、「次代を担う子ども」と「子どもを育てる家庭」を対象として、「子どもがたくましく健やかに育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」への転換をめざすことをいいます。

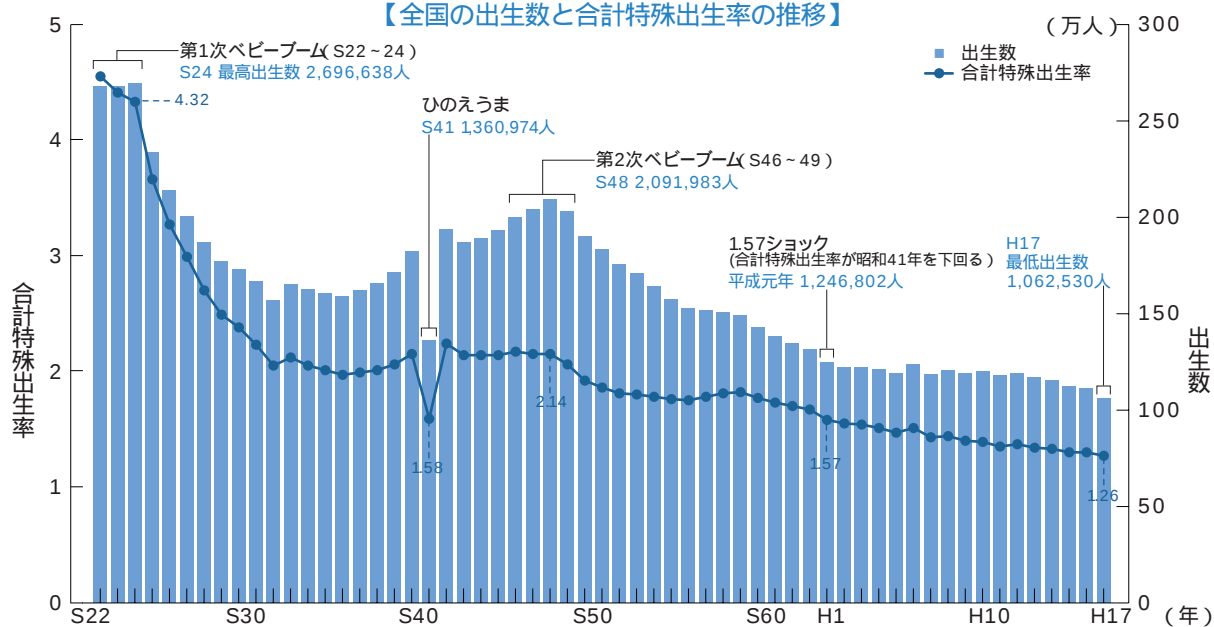
目標(めざす姿)

秋田市次世代育成支援行動計画の基本理念である、「みんなで育み支えあう 子育て・子育て・まち育ち」に基づき、子どもたちが健やかに育ち(子育て) 安心して子どもを生み育てられ(子育て) 地域みんなで子どもを育み、まちそのものも成長(まち育ち)できるような、元気な秋田をめざしていきます。

現状

- 我が国の合計特殊出生率(一人の女性が生む子どもの数)は、第2次ベビーブーム(昭和46年～49年)以降ほぼ一貫して下がり続け、平成17年には1.26と過去最低を記録しました。本市は、これをさらに下回る1.16となっています。
- 少子化の原因として、従来から指摘されてきた「未婚化」「晩婚化」にプラスして、「夫婦の出生力の低下」もクローズアップされています。

【全国の出生数と合計特殊出生率の推移】



課題

- 核家族化や都市化による家庭の養育力の低下
- 育児の負担感の増大や孤立化
- 家庭と仕事の両立が困難
- 結婚や家族についての意識の変化
- 若年失業者の増大などの社会経済状況
- 同年代の仲間とふれあって健やかに育つ環境の減少

【合計特殊出生率の年次推移】

年	秋田市	秋田県	国
H元	1.43	1.61	1.57
2	1.38	1.57	1.54
3	1.43	1.61	1.53
4	1.40	1.62	1.50
5	1.37	1.56	1.46
6	1.45	1.66	1.50
7	1.35	1.56	1.42
8	1.36	1.52	1.43
9	1.32	1.52	1.39
10	1.32	1.48	1.38
11	1.22	1.45	1.34
12	1.22	1.45	1.36
13	1.22	1.40	1.33
14	1.21	1.37	1.32
15	1.13	1.31	1.29
16	1.17	1.30	1.29
17	1.16	1.27	1.26

基本方針

第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）世代が三十代半ばとなった今が、少子化に歯止めをかける最後のチャンスととらえ、「子どもたちがたくましく健やかに育つ社会」「子どもを生き、育てることに喜びを感じることができる社会」への転換をはかります。

目標達成に向けた3年間の戦略

- 1 生命の大切さ、家族・地域の絆についての理解
- 2 子育ての新たな支えあいと連帯
- 3 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- 4 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

主な取組事例

1 生命の大切さ、 家族・地域の絆についての理解

子どもの権利の尊重 - 子ども条例^(注1)の推進
「家族の日」や「家族の週間」の設定
「家族・地域の絆づくり」推進事業

2 子育ての新たな支えあいと 連帯

生後4か月までの全戸訪問
地域子育て支援拠点事業
子育て支援ネットワーク事業

3 若者の自立と たくましい子どもの育ち

子どもの自立と共生^(注2)をめざした
学校教育
放課後子どもプラン
子どもの安全確保プラン
若年者就業支援事業

4 仕事と家庭の両立支援と 働き方の見直し

多様な就労形態に対応した保育サービス
働きやすい雇用環境の整備
男女共生社会の確立



平成27年までに合計特殊出生率1.33を上回ることをめざします

1.33は秋田県の過去5年の平均

注1) 子ども条例

秋田市初の議員立法として、平成18年5月5日に施行した「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」のこと。未来を築く子どもが健やかにたくましく、かつ市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現をめざすことを定める。

注2) 子どもの自立と共生

徳・知・体（豊かな人間性・確かな学力・健やかな心身）をバランス良く身につけ、自らの力でより良く生きようとする資質を育てるとともに、様々な立場の人々を理解し、互いに高めあいながら、生きていこうとする心の醸成をはかること。